



～障がいのある人と人権～

共生社会の実現に向けて

「障害者基本法」では、すべての国民は障がいの有無に関係なく、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されるという理念のもと、障がいのある人もない人もお互いに尊重し合う共生社会の実現が謳われています。

このような考えを社会で共有し、他人事ではなく自分事として考え、取り組むことが大切です。

こうした一つ一つの取り組みの積み重ねが共生社会の実現へとつながります。



小山市人権キャラクター
つむりん

障害者差別解消法

平成28年4月1日施行

(正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

目的

行政機関等や事業者に対し、「不当な差別的取り扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を求め、共生社会の実現を目指しています。

- 令和6年4月1日から、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。
- 共生社会の実現に向け、どのような取り組みが出来るか考えていきましょう。

禁止

「不当な差別的取り扱い」

障がいを理由に、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為。

具体例

- ・ 保護者や介助者がいない事を理由に入店を断る。
- ・ 障がいを理由に受付等の対応を拒否する。
- ・ 本人を無視し、介助者や支援者等だけに話す。



正当な理由のポイント

- ・ 「過去に同じようなことがあった」「世間一般にはそう思われている」という理由は、正当な理由に該当しない。
- ・ 個別事案ごとに、具体的場面や状況に応じて判断する。

提供

「合理的配慮」

障がいのある人から申出があった場合に、過重な負担のない範囲で対応すること。

具体例

- ・ 車椅子利用者のため、携帯スロープの使用する。
- ・ 聴覚の障がいのある方へ筆談で対応する。
- ・ 障がい特性に応じて柔軟にルール変更を行う。



合理的配慮のポイント

- ・ 障がいのある方からの意思の表明
- ・ 実施に伴う負担が過重でない
- ・ 建設的な対話の実施



● 障害のある人と事業者等がお互いに歩み寄り、話し合いながら考えることが大切です。

- 小山市では、「小山市障がい者プラン21」に基づいて各種施策を推進し、すべての市民が障がいの有無に関係なく、お互いを尊重し合いながら共生する社会に向けて取り組んでいます。
- 市職員が障害者差別解消法に基づいて適切に対応するために、必要な事項についての職員対応要綱を定めています。

小山市社会福祉協議会

障がいがあっても、いつまでも住み慣れた地域で自分らしく生活し続けるための活動を紹介します。



あすてらすおやま (日常生活自立支援事業)

判断能力に不安があり、福祉サービスの利用や生活費の管理に困っている方が、安心して生活できるようにお手伝いします。

ご本人と社会福祉協議会が契約を結ぶことで、サービスの提供を行います。

【支援内容】

- ・福祉サービス利用援助事業
- ・日常的な金銭管理
- ・書類等預かりサービス

(電話 0285-22-5353)



成年後見制度

物事を判断する能力が十分ではない方に、本人の権利を守る支援者を選び、その支援者が本人にとって不利益が生じないように、法律的なことや生活面に配慮しながら支援する制度です。

○他の相談機関と協力しながら、成年後見制度に関する相談、成年後見制度の利用に至るまでの助言等を行っています。

○窓口に「権利擁護あんしんサポートブック」を準備しています。

○詳しく知りたい方は、お気軽にお問い合わせ下さい。

(電話 0285-22-9545)

相談窓口

小山市障がい児者基幹相談支援センター

所在地 小山市中央町1-1-1 小山市役所2階
電話番号 0285-23-5050
FAX 0285-29-6090
メール oyamakikansoudan@gaea.ocn.ne.jp

小山市 保健福祉部 福祉総務課 障がい支援係

所在地 小山市中央町1-1-1 小山市役所2階
電話番号 0285-22-9629
FAX 0285-24-2370
メール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp

人権擁護委員による人権相談

所在地 小山市中央町1-1-1 小山市役所
電話番号 0285-22-9292

小山市にお住まいの障がいを持つ方やそのご家族などが、住み慣れた地域で安心して、快適に生活するための相談ができる窓口です。

(主な相談内容)

- 障がいに関する総合的な相談。
- 障がい者虐待の防止に関する相談。
- 障害を理由とする差別の解消に関する相談。

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が相談をお受けします。

- 原則、毎月第二金曜日
- 10時～12時、13時～15時
- ※相談時間は30分程度。